

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和4年度第1回)

審議事項 第2号

見守り配食サービス事業の廃止について

見守り配食サービス事業の廃止について

1 旭川市見守り配食サービス事業の概要

旭川市内に居住する65歳以上の高齢者で、老衰、心身の障害、疾病その他の理由により栄養改善が必要な方のうち、心身の状況を定期的に把握する必要がある方に対し、週6回を限度として、自宅に直接手渡しで夕食を配達する事業である。配食サービスを行うとともに高齢者の状況を把握することにより、高齢者の健康を保持し自立生活を助長することを目的としている。

- 始 期 平成21年4月(地域支援事業の任意事業としての始期)
- 利用状況 利用者数 119人 配食数 14,795食(令和3年度実績)
- 対象要件 ①高齢者のみで構成される世帯
②高齢者及び65歳未満の方で構成される世帯のうち、高齢者以外の世帯員が就労、障がい、疾病その他の理由で高齢者の栄養改善及び見守りができない世帯
- 配食単価 1食あたり 820円(うち自己負担額 500円, 助成額 320円)
- 実施方法 市が委託した事業者が配食サービス事業全体の管理運営、配食のコーディネート、緊急対応業務等を実施し、調理・配達・見守り業務を市内配食事業者3者に再委託して実施している。

2 利用状況等について

- 利用者数及び配食数の推移(平成29年度～令和3年度までの5年間)

項目	単位	H29	H30	R元	R2	R3
実利用者数	人	112	106	117	119	119
配食数	食	14,626	14,331	15,043	15,832	14,795
委託料	千円	8,434	8,793	9,041	10,587	10,433

3 市内民間配食事業者の状況について

- 高齢者向け配食を行う民間事業者のうち、見守りサービスと特別食の両方に対応している事業者の数
10か所(令和4年6月長寿社会課調べ)
- 価格帯 普通食 500円～700円程度
治療食 700円～820円程度
- 民間配食事業者が行う見守りサービスの一例(契約内容・事業者による)
不在時の緊急連絡先への連絡、原則手渡し、室内配膳、服薬の声かけ等
- 民間配食事業者が行う特別食等の一例(契約内容・事業者による)
減塩食、糖尿病食、カロリー制限食、アレルギー対応、きざみ・ムース食等

4 事業廃止の理由について

民間配食サービスにおいて、栄養バランスのとれた高齢者向け弁当が提供され、加えて利用世帯のニーズに応じた見守りサービス等も積極的に行われており、本事業と同様の取り組みが複数存在する状況となっている。

先般、市が実施したケアマネジャー向けアンケートでは、配食を通じた安否確認と栄養改善が高齢者の自立生活の継続にとって有効とのご意見が多く認められたところであるが、これらの状況をふまえて、行政による事業継続の役割は薄れている状況にあると考え、本事業を令和5年3月末をもって廃止する。

5 廃止へ向けた取り組み

事業廃止にあたり、全利用者に今年度末での事業廃止を周知するとともに、来年度以降の意向調査を実施し、民間配食等への移行が円滑に行われるようサービス提供事業者など必要な情報提供を行う。また、今年度サービスを実施している配食事業者が本事業廃止後も配食提供を継続する意向であることから、現在利用している方の希望に応じて、利用継続支援を行う。

担当ケアマネジャー等がついている場合には、ケアマネジャー等に対して事業廃止に伴う円滑な移行支援について協力を依頼する。